

町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年) 2 月 20 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年10月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（長期継続契約を締結することができる契約） 第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。 （1）電子計算機、事務用機器、車両、ソフトウェア等を借り入れる契約で、<u>商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの</u> （2）<u>電子計算機、事務用機器、車両、ソフトウェア等の保守及び維持管理に関する契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの</u> （3）次に掲げる業務の委託契約で、受託者が機器等の導入を要し、当該機器等を複数年度にわたり使用する必要がある業務に関するもの又は受託者が人材を確保し、教育、訓練等を行う必要がある業務に関するもの ア～エ 略 オ <u>給食</u>の調理又は配送に係る役務の提供 （4）略	（長期継続契約を締結することができる契約） 第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。 （1）電子計算機、事務用機器、車両、ソフトウェア<u>その他の商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるものを</u><u>借り入れる契約</u> （2）<u>前号に掲げる契約に伴う保守、維持管理等に関する契約</u> （3）次に掲げる業務の委託契約で、受託者が機器等の導入を要し、当該機器等を複数年度にわたり使用する必要がある業務に関するもの又は受託者が人材を確保し、教育、訓練等を行う必要がある業務に関するもの ア～エ 略 オ <u>学校給食</u>の調理又は配送に係る役務の提供 （4）略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。